

+ 貨物概要

鉄鋼製フレームに、レーヨン製ストリップを組んで製造したかご

製 法：鉄鋼製フレームにレーヨン製ストリップ（見掛け幅 5mm）
を組み込み箱型を製造
上部 2 箇所を持ち手を有する

材 質：レーヨン、鉄鋼

サイズ：約 3 cm × 約 4 cm × 約 3 cm

用 途：小物等を収納

**+** 分類

関税率表第 5609.00 号（統計番号 5609.00-020）のストリップから成る製品

+ 分類理由

本品のレーヨン製ストリップ（見掛け幅 5mm）は、関税率表第 54.05 項の「再生繊維材料のストリップ」に該当することから、本品は、同表第 56.09 項及び同表解説第 56.09 項の規定により、上記のとおり分類されます。

なお、本品のレーヨン製ストリップ（見掛け幅 5mm）は、同表第 46 類注 1 に規定する「組物材料」には該当しないため、同表第 46.02 項には分類されません。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）